

特に重要なお知らせ

団体保険のご案内

団体長期障害所得補償保険

団体総合生活補償保険

団体レジャー保険（団体総合生活補償保険（個賠型）/団体総合生活補償保険（標準型））

ご加入の内容等に関する重要な項目のうち、特にご確認ください事項および特にご注意ください事項を記載しています。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

団体長期障害所得補償保険

健康状態の告知についてのご案内 P 1

健康状態告知書質問事項回答欄の解説 P 2

団体総合生活補償保険（医療・親介護プラン）

健康状態の告知についてのご案内 P 4

健康状態告知書質問事項回答欄の解説 P 5

加入申込票記入例 P 7～12

お支払いする保険金および費用保険金のご説明 P 13～27

重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明 P 28～ 43

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。
以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とは、加入申込票・被保険者明細書の被保険者（基本部分）欄に記入された方をいいます。

お客さま チェック欄 ☐ 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

親介護一時金支払特約に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

●親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に、被保険者本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。



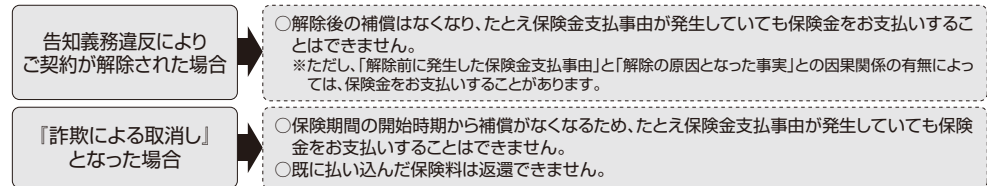
記入まじゅう。
しつかり確認と、
告知しないとね

お客さま チェック欄 ☐ 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時（補償の開始時）（注）から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、
保険金も受取られない

お客さま チェック欄 ☐ 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださいますようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票・被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



記入加入申込票の回答欄へ

お客さま チェック欄 ☐ 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら契約は
どうなるの？

お客さま チェック欄 ☐ 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を確認
させていただきます

お客さま チェック欄 ☐ 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なのね

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※「加入申込票・被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」（本紙）、

団体長期障害所得補償保険

「重要事項のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

お客さま チェック欄 ☐ 7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

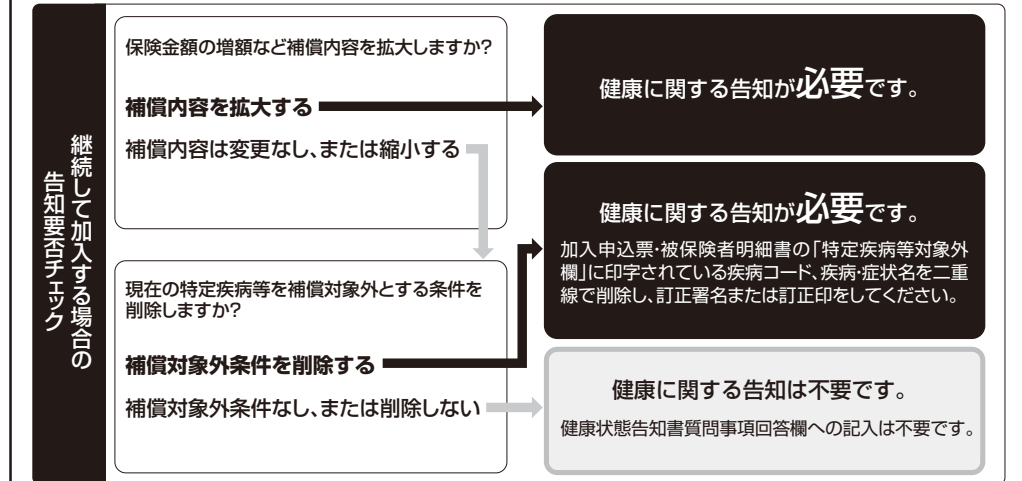
●今回新たに加入する方

●継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更（注）を行う方

（注）健康に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、約定給付率を増加する場合、新たな補償を追加する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



しつかり確認と、
告知しないとね



お客さま チェック欄 ☐ 8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件でご加入されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知（再告知）をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。

再告知の結果、 お引き受けできる場合	特定疾病等を補償対象外とする条件を削除してご加入いただくことができます。 なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。	再告知の結果、 お引き受けできない場合	ご加入を継続いただくことができません。
-----------------------	---	------------------------	---------------------

お客さま チェック欄 ☐ 9 その他ご注意ください事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に病気、ケガ、親介護一時金支払特約の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません（病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書（協定書）の定めにより保険金をお支払いできることがあります。また、親介護一時金支払特約の要介護状態について、ご加入後365日を経過した場合は、保険金をお支払いできることがあります）。

！例えこんな場合…
加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業障害となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項、回答欄記入例

団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険の基本補償、親介護一時金のいずれかに新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

ご注意

- 健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償のみご回答ください。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引きできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガ、親介護一時金の要介護状態については、保険金をお支払いできません(病気やケガの始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書(協定書)の定めにより保険金をお支払いできることがあります。また、親介護一時金の要介護状態について、ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。
- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

基本補償 にご加入の方

●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

●ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊髄管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

<質問1> 基本補償 にご加入の方

●次のいずれかに該当しますか。

- 告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

いいえ

<質問2> 基本補償 にご加入の方

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気や医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

- 「がん」、「上皮内がん」
- 「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」
- 「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。

③について、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003年版)準拠によります。

いいえ

お引き受けします。

お引き受けできませんのべんり承ってください。

親介護一時金 にご加入の方

●親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方に被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。

<質問> 親介護一時金 にご加入の方

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。

●次のいずれかに該当しますか。

- 歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- 公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがある。

①は、告知日(ご記入日)現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。

②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。

いいえ

「親介護一時金」をお引き受けします。

病名・症状一覧

脳血管系	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等)をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* ●ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心房頻拍、期外収縮等)をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤	●後遺症のある骨折(下肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
心臓系	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
呼吸器系	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●気管支喘息(終結した小児喘息を除きます)	●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限ります) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)
腎臓系	●慢性腎炎(増進性腎炎、膜性腎炎、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患	

(注1) 具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」ICD-10(2003年版)準拠によります。

(注2) 告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp>)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。

回答欄記入例

回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

親介護一時金 以外用

回答を記入してください。

健康状態告知書質問事項回答欄(注1)	
質問1	質問2
はい ☒ いいえ ☐	はい ☒ いいえ ☐
特定疾患治療研究事業の対象となる指定難病(注2)をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。	特定疾患治療研究事業の対象となる指定難病(注2)をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。
告知者ご署名欄	告知者ご署名欄
相生 一郎	相生 一郎
告知日(ご記入日)	告知日(ご記入日)
告知日(ご記入日)	告知日(ご記入日)

再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

告知日を記入のうえ、署名してください。

親介護一時金 専用

特約被保険者の氏名をカナで記入してください。

健康状態告知書質問事項回答欄(注1)	
質問1	質問2
はい ☒ いいえ ☐	はい ☒ いいえ ☐
特定疾患治療研究事業の対象となる指定難病(注2)をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。	特定疾患治療研究事業の対象となる指定難病(注2)をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。
告知者ご署名欄	告知者ご署名欄
アイオイ タロウ	アイオイ ハナコ
告知日(ご記入日)	告知日(ご記入日)
告知日(ご記入日)	告知日(ご記入日)

被保険者ご本人が回答を記入してください。

健康状態について、特約被保険者への説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。

回答を記入した被保険者ご本人が署名、告知日を記入してください。

健康状態告知書質問事項回答欄(注1)	
質問1	質問2
はい ☒ いいえ ☐	はい ☒ いいえ ☐
特定疾患治療研究事業の対象となる指定難病(注2)をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。	特定疾患治療研究事業の対象となる指定難病(注2)をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(https://www.nanbyou.or.jp)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。
告知者ご署名欄	告知者ご署名欄
相生 一郎	相生 一郎
告知日(ご記入日)	告知日(ご記入日)
告知日(ご記入日)	告知日(ご記入日)

令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和5年9月30日以前始期契約に加入し、保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合 下表のコードの横に★が記載された項目は、該当のコードに属する病気・症状の他、その分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症
A4	循環器	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症	F6	腎臓・泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
A5 ★	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●狭心症 ●先天性心臓病 ●心室細動 ●冠不全 ●動脈硬化症 ●脳炎 ●脳膜炎 ●髄膜炎 ●不整脈 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)	G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気
A6	循環器の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症	H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
C5 ★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腸閉塞(イレウス) ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう	J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄	M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
D5 ★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄だん	M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	M6	肝臓、胆のう、すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
E5 ★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎	X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺炎腫
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
			X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●胸膈 ●肺炎腫 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
			X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
			Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
			Y5 ★	骨・筋肉	

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合 該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

コード番号					
62：乳腺症	63：異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64：妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)	67：白内障	68：緑内障	69：椎間板ヘルニア
70：腰痛症(ぎっくり腰など)	71：椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72：頸椎捻挫(むちうち症)	74：神経痛	75：関節リウマチ	77：慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78：メニエール病・めまい	79：メニエール病	80：梅毒などの性病	81：梅毒・淋病	82：自律神経失調症	83：悪性貧血
84：痔・脱肛	86：高脂血症	87：痛風	88：てんかん	89：貧血症	90：(「疾病・症状名」欄に記載R0：された病気・症状)
91：痔疾	92：蓄膿症	93：中耳炎	94：骨髄炎	95：バセドウ病	96：頭部外傷による後遺症
97：腸閉塞	98：職業病	99：補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

3. 「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(例)

過去の健康状態告知内容	
特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)	
疾病コード	R0
疾病・症状名 カナ	
コウジョウセンキノウエイカショウ	

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者ご本人欄に記入された方をいいます。

お客様チェック欄 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、事実を「ありのまま」「もれなく」お答えください。**

親介護一時金または親の介護による休業補償に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者・介護対象者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。

●親介護一時金は特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、特約被保険者の健康状態を回答してください。

●親の介護による休業補償は被保険者ご本人が、介護対象者の健康状態を確認し、回答してください。

(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。



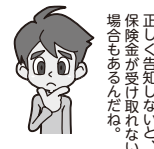
その方が
記入しましょう。

お客様チェック欄 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しない
と保険金を受け取れない
場合もあるんだね

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

○ 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客様チェック欄 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださいますようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票の回答欄へ
記入してください。

お客様チェック欄 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら、契約
はなくなるの？

お客様チェック欄 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認させて
ください。

お客様チェック欄 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なのね

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

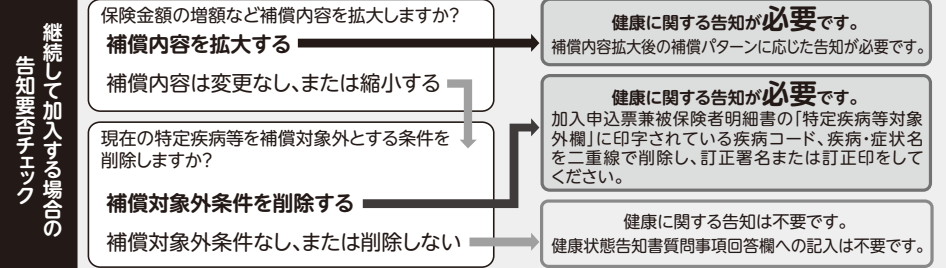
団体総合生活補償保険

お客様チェック欄 7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

●今回新たに加入する方 ●継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更(注)を行う方

(注)健康に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



新たに加入する方、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方のいずれにおいても、ご加入の補償パターンに応じて告知をいただきますようお願いいたします。告知をいただく質問は以下のとおりです。(注)疾病補償、所得補償、医療費用補償をいいます。

パターン	ご加入の補償パターン			告知が必要な質問事項		
	疾病補償(注)	がん補償	本人介護一時金	質問1	質問2	質問3
1	○	○	○	○	○	○
2	○	○	—	○	○	×
3	○	—	○	○	○	○
4	—	○	○	×	○(①のみ)	○
5	○	—	—	○	○	×
6	—	○	—	×	○(①のみ)	×
7	—	—	○	×	×	○
8	—	—	—	×	×	×

※「親介護一時金」「親介護休業補償」に新たに加入する方、継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方は、別途、親介護一時金・親介護休業補償の告知をいただく必要があります。

※継続して加入する方で今回補償内容を拡大する契約条件の変更を行う場合は、補償内容拡大後の補償パターンに応じた告知が必要です。



しっかり確認して
告知しないとな

お客様チェック欄 8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件で加入されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知(再告知)をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかの取扱いとなります。

再告知の結果、 お引き受けできる場合	特定疾病等を補償対象外とする条件を削除して加入いただくことができます。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。	再告知の結果、 お引き受けできない場合	ご加入を継続いただくことができません。
-----------------------	--	------------------------	---------------------

お客様チェック欄 9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始日より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いすることができます)。

例えばこんな場合… 加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始日より前に発病と診断され、保険期間の開始日より後にその病気によって入院したケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項、回答欄記入例

団体総合生活補償保険

疾病補償、がん補償、所得補償、医療費用補償、本人介護一時金、親介護一時金、親介護休業補償のいずれかに新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を増大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

ご注意

- 健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償パターンに応じてご回答ください。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガ、要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。
- 継続して加入する場合で、補償内容を増大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

疾病補償 がん補償 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

●ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内傷、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

<質問1> 疾病補償 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

*疾病に関する補償が、「がん補償」のみの方は回答不要です。質問2の①をご回答ください。

●次のいずれかに該当しますか。

- 告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすめられている。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

*再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師を含みません(以下の質問も同様です)。

いいえ

<質問2> 疾病補償 がん補償(①のみ) 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

*疾病に関する補償が、「がん補償」のみの方は①についてのみご回答ください。

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

- 「がん」、「上皮内がん」
- 「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」
- 「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

*検査結果が異常ななかった場合は「はい」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「医師による治療」には注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。なお、市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為は含みません。

③について、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10(2003年版)準拠によります。

いいえ

「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けします。

「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」は、お引き受けできませんので「はい」承ってください。

本人介護一時金 親介護一時金 親介護休業補償 にご加入の方

- 本人介護一時金は、被保険者ご本人がご回答ください。
- 親介護一時金は、特約被保険者となる方に被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。また、親介護休業補償は、被保険者ご本人が介護対象者の健康状態を確認し回答してください。

<質問3> 本人介護一時金 にご加入の方

<質問> 親介護一時金 親介護休業補償 にご加入の方

*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。

●次のいずれかに該当しますか。

- 歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- 公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがある。

①は、告知日(ご記入日)現在の状態をご回答ください。また、「他人の介護が必要である」とは、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。

②の「要介護認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護認定の申請を行った結果、非該当となった場合を含みます。

いいえ

「本人介護一時金」「親介護一時金」「親介護休業補償」をお引き受けします。

病名・症状一覧		
脳血管系	肝臓系	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
	筋・骨格系	●後遺症のある骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊管狭窄症 ●変形関節症
心臓系	悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物を除きます)
	その他	●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り ます) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り ます) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病 や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・ 発達障害(注1) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(注2)
呼吸器系	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●気管支喘息(終結した小児喘息を除きます)	
腎臓系	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患	

(注1)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10(2003年版)準拠によります。

(注2)告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp>)等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。

回答欄記入例

回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

被保険者ご本人用(質問1、2、3)

回答を記入してください。

告知日を記入のうえ、署名してください。

健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)(注1)

疾病に関する補償が「がん補償」のみの方は質問2のみご回答ください。

「本人介護一時金」にご加入の方は質問3をご回答ください。

再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

告知者ご署名欄

告知日 令和 年 第 月 第 日 相生 一郎

親介護一時金・休業(質問)

親介護一時金は特約被保険者、親介護休業補償は介護対象者の氏名をカナで記入してください。

加入される特約を選び○をしてください。
※プランにより加入できる特約が異なりますのでご注意ください。

被保険者ご本人から見た特約被保険者・介護対象者との関係に○をしてください。

被保険者ご本人が回答を記入してください。

健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領にあたり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。

告知日 令和 年 第 月 第 日 相生 一郎

回答を記入した被保険者ご本人が署名、告知日を記入してください。

令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和5年9月30日以前始期契約に加入し、保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1. 「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合 下表のコードの横に★が記載された項目は、該当のコードに属する病気・症状の他、その分類に関わるあらゆる病気・症状が補償対象外となっています。

A1 A2	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく ●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室細動、心室頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、ファロー四徴症など)	F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿路などの結石
A3	脳・循環器系の疾病	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓) ●脳腫瘍 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●動脈硬化症 ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●動脈瘤 ●先天性心疾患 ●高血圧症 ●不整脈	F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿路結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺炎 ●前立腺肥大症
A4	循環器	●脳卒中 ●脳出血 ●脳梗塞 ●脳軟化 ●心臓弁膜症 ●心筋梗塞 ●狭心症 ●脳血栓 ●動脈硬化症 ●動脈閉塞症 ●高血圧症	F6	腎臓・泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿路の結石
A5 ★	循環器系・神経系	●脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ●心筋こうそく ●心臓弁膜症 ●心筋症 ●心不全 ●狭心症 ●先天性心臓病 ●心室細動 ●冠不全 ●動脈硬化症 ●脳炎 ●脳膜炎 ●髄膜炎 ●不整脈 ●動脈瘤 ●高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ●低血圧症(最高血圧100mmHg未満)	G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲状腺の病気
A6	循環器の病気	●脳卒中 ●脳軟化 ●脳出血 ●くも膜下出血 ●脳血栓 ●脳塞栓 ●心筋こうそく ●狭心症 ●心臓弁膜症 ●心不全 ●心筋炎 ●高血圧症 ●低血圧症 ●動脈硬化症	H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
C1 C2	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
C3	消化器系の疾病	●胃・腸のがん ●腹膜炎 ●食道がん ●胃腸炎 ●かいよう性大腸炎 ●大腸炎 ●クローン病 ●胃・腸のかいようまたはポリープ	H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
C4	胃腸	●胃や腸のがん ●食道がん ●胃や腸のかいようまたはポリープ ●腹膜炎	H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
C5 ★	消化管系	●かいよう性大腸炎 ●クローン病 ●胃腸炎 ●胃かいよう ●大腸炎 ●腸閉塞(イレウス) ●腹膜炎 ●腸のかいよう ●食道狭窄 ●十二指腸かいよう	J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜、角膜の病気
C6	胃腸管関係の病気	●胃腸のがん ●食道がん ●慢性胃腸炎 ●腸閉塞 ●腸管癒着症 ●慢性虫垂炎 ●腹膜炎 ●胃腸のポリープ ●胃腸のかいよう ●幽門狭窄 ●食道狭窄	M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石
D1	肝臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石(症) ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
D5 ★	肝臓系	●食道静脈瘤 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●A型肝炎 ●肝機能障害 ●黄だん	M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●すい臓炎
E1	胆のう・すい臓系の疾病	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	M6	肝臓、胆のう、すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄だん ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
E5 ★	胆のう・すい臓系	●胆石 ●胆のう炎 ●すい炎	X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症 ●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石 ●前立腺肥大症	X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●珪肺 ●咽頭がん ●肺炎 ●肺炎腫
F3	腎臓・泌尿器の疾病	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎炎 ●急性腎炎 ●ネフローゼ ●慢性腎不全 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路などの結石	X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
			X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●けい肺 ●胸膈 ●肺炎腫 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺化膿症(肺膿瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
			X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺化膿症 ●肺炎
			Y1	骨・筋肉の疾病	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群
			Y5 ★	骨・筋肉	

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」～「99」、「R0」のコードが印字されている場合 該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となっています。

コード番号					
62：乳腺症	63：異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩・その他の異常分娩	64：妊娠・分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)	67：白内障	68：緑内障	69：椎間板ヘルニア
70：腰痛症(ぎっくり腰など)	71：椎間板ヘルニア・腰痛(ぎっくり腰を含みます)	72：頸椎捻挫(むちうち症)	74：神経痛	75：関節リウマチ	77：慢性副鼻腔炎(蓄膿症)・慢性中耳炎
78：メニエール病・めまい	79：メニエール病	80：梅毒などの性病	81：梅毒・淋病	82：自律神経失調症	83：悪性貧血
84：痔・脱肛	86：高脂血症	87：痛風	88：てんかん	89：貧血症	90：(「疾病・症状名」欄に記載R0：された病気・症状)
91：痔疾	92：蓄膿症	93：中耳炎	94：骨髄炎	95：バセドウ病	96：頭部外傷による後遺症
97：腸閉塞	98：職業病	99：補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状			

3. 「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(例)

過去の健康状態告知内容	
特定疾病等対象外欄(再告知の場合要削除)	
疾病コード R0 疾病・症状名 カナ	
コウジョウセンキノウエイカショウ	

GLTD～長期収入サポート制度～加入申込票 記入例

新規用

GLTD～長期収入サポート制度～ <加入申込票>

(団体長期障害所得補償保険)

記入方法につきましては、別冊「特に重要なお知らせ」の P7 をご覧ください。

*この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者とし、農林水産省職員生活協同組合の組合員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

*加入者は農林水産省職員生活協同組合の組合員ご本人としてください。

*ご加入にあたっては補償内容等をパンフレットにてご確認のうえお申込みください。

*「重要事項のご説明」の受領、「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いにご同意いただいたうえで署名してください。

④ 意) 団体長期障害所得補償保険(GLTD)の加入者が10名未満の場合、団体長期障害所得補償保険(GLTD)のご契約は不成立となり、ご加入できません。

加入申込日 令和 5 年 9 月 1 日

2	申込人(加入者)	所属 (部・課(室)名)	〇〇局〇〇部〇〇課		〔生協記入欄〕 組合員番号										
		氏 名	フリガナ アイオイ タロウ フルネームで署名してください	相生 太郎	電話番号	01 (2345) 6789									
	住 所	フリガナ トウキョウトシブヤクエビス1-28-1 〒 111-111 東京都渋谷区恵比寿1-28-1													
3	被保険者名 (補償の対象となる方)		フリガナ アイオイ タロウ 相生 太郎	※年令 満 51 才	※生年月日 ⑤H・R 47年 9月10日	※性別 ⑦ 男 女	口数 5 口								
4	※健康状態告知書質問事項回答欄				告知者ご署名欄										
質問1、2が「はい」の場合、 お引き受けできません。 詳細は裏面をご参照ください。		質問 1		質問 2		相生 太郎									
		☐ はい ☒ いいえ		☐ はい ☒ いいえ											
告知日 令和 5 年 9 月 1 日															

5 【告知事項】 必ずご回答ください。「有」の場合は「有」に○印のうえ、必ず右欄に詳細をご記入ください。（ご記入のない場合、「無」と回答したことになります。）

※他の保険契約等 Q. 被保険者ご本人について同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注)	☒ 有 ☐ 無	⇒	合計保険金額		
			万円		
◇保険金請求歴 * 他の保険会社等への保険金請求を含みます。 Q. 過去3年以内にケガまたは病気で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。	☒ 有 ☐ 無	⇒	会社名	回数	合計金額
				回	円

- | | |
|---|--|
| ① | 加入申込票を記入した日をご記入ください。 |
| ② | 氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、申込人ご自身でご署名（フルネーム）ください。
所属先、住所、電話番号をご記入ください。 |
| ③ | 被保険者とは補償の対象となる方（申込人本人）となります。
被保険者の方の氏名、年令、生年月日、性別、加入口数をご記入ください。
※年令については保険始期日時点（令和5年10月1日）の満年令をご記入ください。 |
| ④ | 《告知について》
被保険者（補償の対象となる方）の健康状態についてご記入ください。
●質問1、2について、別冊「特に重要なお知らせ」に記載している「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」を参照のうえご記入ください。
●告知者ご署名欄に被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。 |
| ⑤ | 他の保険契約等にご加入されている場合は、「あり」に○印のうえ告知ください。 |

加入申込票①

GLTD～長期収入サポート制度～加入申込票 記入例

- ・既にご加入いただいている方
昨年と同じ内容で継続する場合は自動継続されますので、お手続きは不要です。 変更・脱退を希望される場合のみ『加入申込票』をご提出ください。
- ・前年加入内容の変更・訂正が必要な場合は該当欄を二重線（＝）で抹消し変更・訂正内容を追記のうえ、フルネームで訂正署名をしてください。

変更・脱退用

加入区分に○印をしてください。
・変更する場合「継続する（変更あり）」
・脱退する場合・「継続しない」
※加入申込票の印字内容を変更・訂正する場合は必ず変更箇所を記入・訂正してください。
※昨年と同じプランで継続する場合は自動継続されますので、お手続きは不要です。

① 加入申込票を記入した日をご記入ください。

② 氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、申込人ご自身でご署名（フルネーム）ください。電話番号、住所、生年月日、所属先、社員番号をご記入ください。

③ 被保険者の住所、氏名、生年月日、年令、性別をご記入ください。※年令は保険始期日時点（令和5年10月1日）の満年令をご記入ください。

④ 加入セット名、口数をご記入ください。

⑤ 《告知について》※補償内容を拡大するタイプに変更する方のみ
被保険者（補償の対象となる方）の健康状態についてご記入ください。
●質問1、2について、別冊「特に重要なお知らせ」を参照のうえご記入ください。（いずれの質問にも該当しない場合のみご変更いただけます。）※口数減少の方につきましては再告知は不要です。
●再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。
●告知者ご署名欄に被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。

⑥ ⑦ 他保険契約等にご加入されている場合は、「あり」に○印のうえ告知ください。

団体長期障害所得補償保険 (GLTD) 更改加入申込票・被保険者明細書 兼 健康状態告知書

※印の項目は、ご契約に際して引当保険会社がお知らせする特記事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分に確認のうえ回答（記入）ください。

あおいニッセイ同和損保 **DN1** センター送付

000 AAA 020 994 R238 03 20 23 354 ⑦

＜ご記入にあたって＞
1. ◎年令は保険始期日時点の年令をご記入ください。（保険期間の途中で加入される場合も申込加入日時点の年令をご記入ください。）
2. 被保険者住所が申込人（加入者）の住所と同じ場合、「申込人住所と同じ」に○印をしてください。

1 印をして、ご署名のうえご提出ください。

2 加入申込日 令和5年 9月 1日 電話番号 01-2345-6789

3 住所 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

4 氏名 カナ アイオイ タロウ 漢字 相生 太郎 生年月日 47年 9月 10日

5 セット選択欄 本セット（必須） オプション K

6 告知者ご署名欄 相生 太郎

7 加入者特記事項 カナ

記入不要

53AD-0 (231001) 保険会社用 傷害 [4] 団

加入申込票②

医療～疾病補償プラン～

加入申込票 記入例

新規用

医療～疾病補償プラン～ <加入申込票>

(団体総合生活補償保険 疾病補償特約)

記入方法につきましては、別冊「特に重要なお知らせ」のP9をご覧ください。

*この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者としその組合員を加入者とする疾病補償特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。

*ご加入の際は別紙/シフレッツをご確認ください。

(*) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社宛紙の健康状態告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除し、保険金のお支払いを受けられないことがあることに同意します。また、個人情報の取扱いに同意します。

加入申込日 令和 5 年 9 月 1 日

申込者(加入者)	フリガナ	アイオイ タロウ	TEL (携帯)	01-2345-6789
氏名(自署)	フルネームで署名してください	相生 太郎		
自宅住所	〒 111-1111	東京都渋谷区恵比寿1-28-1		
所属 (部・課(室)名)	〇〇局〇〇部〇〇課	(生協記入欄) 組合員番号 (生協記入欄) 所属コード		

●被保険者(補償の対象となる方)についてご記入ください。お申込みのプラン名口をチェックをし、保険料もご記入ください。

●告知事項(※を付した項目)は必ずご回答ください。※の場合は有に〇印のうえ、必ず右欄に他の保険契約等の合計保険金額(日額)をご記入ください。

(ご記入のない場合、「無」と回答したことになります。)

※印の項目は、ご加入に際して当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

重要事項のご説明の受領、「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

被保険者名(補償の対象となる方)		申込プラン	
フリガナ	アイオイ タロウ	①タイプ選択	②オプション選択
相生 太郎		□A1 □A2 □A3	□女性形成(F10) □日常生活賠償(F2) □携行品損害(F3)
生年月日	(S)H・R 47年 9月 10日	◆団体との関係	月払保険料
性別	④ 女	1	円
※年令	51才		
⑤ 生協の保険契約等	Q1. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注)	有 ⇒	円
⑥ 保険金請求歴	Q2. 過去3年以内に病気または事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。	有 ⇒	円
フリガナ	アイオイ ハナコ	①タイプ選択	②オプション選択
相生 花子		□A1 □A2 □A3	□女性形成(F10) □日常生活賠償(F2) □携行品損害(F3)
生年月日	(S)H・R 51年 7月 1日	◆団体との関係	月払保険料
性別	男 ④	2	円
※年令	47才		
⑤ 生協の保険契約等	Q1. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注)	有 ⇒	円
⑥ 保険金請求歴	Q2. 過去3年以内に病気または事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。	有 ⇒	円
フリガナ	アイオイ ハナコ	①タイプ選択	②オプション選択
相生 花子		□A1 □A2 □A3	□女性形成(F10) □日常生活賠償(F2) □携行品損害(F3)
生年月日	S・H・R 年 月 日	◆団体との関係	月払保険料
性別	男 女		円
※年令	才		
⑤ 生協の保険契約等	Q1. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注)	有 ⇒	円
⑥ 保険金請求歴	Q2. 過去3年以内に病気または事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。	有 ⇒	円

◆団体との関係 下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。

団体の 1: 構成員(組合員) 本人
上記「1」の 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族

① 加入申込票を記入した日をご記入ください。

② 氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、申込者ご自身でご署名(フルネーム)ください。所属先、住所、電話番号をご記入ください。

③ 被保険者とは補償の対象となる方となります。被保険者の方の氏名、生年月日、年令、性別、団体との関係をご記入、加入タイプ名にチェックを入れてください。
※年令については保険始期日時点(令和5年10月1日)の満年令をご記入ください。

④ 《健康状態告知について》
●質問1～2について、別冊「特に重要なお知らせ」に記載している「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」を参照のうえご記入ください。(いずれの質問にも該当しない場合のみご加入いただけます。)
●告知者ご署名欄に被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。

⑤ 他の保険契約等にご加入されている場合は、「あり」に〇印のうえ告知ください。

加入申込票②

医療～疾病補償プラン～ 加入申込票 記入例

変更・脱退用

- ・既に加入いただいている方
昨年と同じ内容で継続する場合は自動継続されますので、お手続きは不要です。 変更・脱退を希望される場合のみ『加入申込票』をご提出ください。
- ・前年加入内容の変更・訂正が必要な場合は該当欄を二重線（＝）で抹消し変更・訂正内容を追記のうえ、フルネームで訂正署名をしてください。

団体総合生活補償保険更改加入申込票 兼 健康状態告知書（複数名用）

※印の項目は、ご契約に際して引継ぎ保険会社がおこなう際に必要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますので十分に確認のうえご回答（記入）ください。
ただし、「告知事項」は、「健康状態告知書」欄は「告知事項に関する事項」、「告知事項に関する事項」欄は「所得補償特約」、「医療費用補償特約」をセットされない場合、告知事項に該当しません。「職業名・職種名」欄は「所得補償特約」をセットされない場合、告知事項に該当しません。

1. 保険契約者（団体名）
2. 加入申込日 令和5年 9月 1日
3. 加入者（加入者）
4. 被保険者
5. 健康状態告知事項
6. 告知者ご署名欄
7. 告知者ご署名欄
8. 告知者ご署名欄
9. 告知者ご署名欄

000 AAA 020 094 354 ⑤
R239 03 88 LF
008 加入者番号
009 前契約加入者番号
010 加入申込日
011 電話番号
012 郵便番号
013 カナ
014 漢字
015 漢字
016 漢字
017 漢字
018 漢字
019 漢字
020 漢字
021 漢字
022 漢字
023 漢字
024 漢字
025 漢字
026 漢字
027 漢字
028 漢字
029 漢字
030 漢字
031 漢字
032 漢字
033 漢字
034 漢字
035 漢字
036 漢字
037 漢字
038 漢字
039 漢字
040 漢字
041 漢字
042 漢字
043 漢字
044 漢字
045 漢字
046 漢字
047 漢字
048 漢字
049 漢字
050 漢字
051 漢字
052 漢字
053 漢字
054 漢字
055 漢字
056 漢字
057 漢字
058 漢字
059 漢字
060 漢字
061 漢字
062 漢字
063 漢字
064 漢字
065 漢字
066 漢字
067 漢字
068 漢字
069 漢字
070 漢字
071 漢字
072 漢字
073 漢字
074 漢字
075 漢字
076 漢字
077 漢字
078 漢字
079 漢字
080 漢字
081 漢字
082 漢字
083 漢字
084 漢字
085 漢字
086 漢字
087 漢字
088 漢字
089 漢字
090 漢字
091 漢字
092 漢字
093 漢字
094 漢字
095 漢字
096 漢字
097 漢字
098 漢字
099 漢字
100 漢字

◆団体との関係 下記該当の数字（いずれか1つ）をご記入ください。
団体の 1：構成員（子会社・関連会社の構成員、退職者を除く） 0：会員企業等の役員・従業員
上記「1」または「0」の 2：配偶者 3：子ども 4：両親 5：兄弟姉妹 6：同居の親族 7：使用者

331 加入者特記事項 カナ
前契約合計保険料（分割払の場合は1回分）
R50 合計保険料（分割払の場合は1回分）
54AD-0 (231001) 保険会社用 傷害[4]□

① 加入区分に○印をしてください。
・変更する場合「継続する（変更あり）」
・脱退する場合「継続しない」
※昨年と同じプランで継続する場合は自動継続されますので、お手続きは不要です。

② 加入申込票を記入した日をご記入ください。

③ 氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、申込者ご自身でご署名（フルネーム）ください。
電話番号、住所、生年月日、所属先、社員番号をご記入ください。

④ 被保険者（補償の対象となる方）の氏名（カナ・漢字）、生年月日、令和5年10月1日時点の年令、性別をご確認ください。

⑤ タイプ（セット名）変更のある場合は、二重線で訂正しフルネームで署名のうえ、ご希望のタイプを記入してください。

⑥ 《健康状態告知について》
※補償内容を拡大するタイプに変更する方のみ
●質問 1～2について、別冊「特に重要なお知らせ」に記載している「健康状態告知事項質問事項、回答欄記入例」を参照のうえご記入ください。（いずれの質問にも該当しない場合のみご変更いただけます。）
告知者ご署名欄に被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。
●再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

⑦ 告知日を記入し被保険者がフルネームで署名してください。※被保険者ご本人が15才未満の場合、親権者の方が代理して告知・署名してください。

⑧ 他の保険契約等にご加入されている場合は、「あり」に○印のうえ裏面に告知・署名ください。

⑨ 一部の被保険者が脱退する場合（個別脱退）は、該当欄全体を×してください。

加入申込票③

ケガ～普通傷害・家族傷害・交通事故傷害プラン～／親介護～親介護プラン～ 加入申込票 記入例

新規・変更 ・脱退用

ケガ～普通傷害・家族傷害・交通事故傷害プラン～／親介護～親介護プラン～ ＜加入申込票＞

(団体総合生活補償保険 傷害補償(MS&AD 型)特約)

記入方法につきましては、別冊「特に重要なお知らせ」のP7をご覧ください。

※この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者としその組合員を加入者とする傷害補償 (MS&AD 型) 特約・親介護一時金支払特約
セット団体総合生活補償保険の団体契約です。ご加入の際は別紙パンフレットをご確認ください。

※ご家族がご加入されるなど、被保険者が2人以上の場合はこの加入票を複数枚コピーしてご利用ください。

* 前年同内容にて継続加入の方は自動継続となりますのでこの加入申込票の提出は不要です。

【加入区分】

○印⇒

新規

変更

脱退

加入申込日 令和 5 年 9 月 1 日 ※「脱退」の場合は加入者欄(氏名・所属(部・課(室)名)・組合員番号)をご記入ください。

申込 人 (加 入 者)	フリガナ	アイオイ タロウ		TEL	01-2345-6789
	氏名(自署)	フルネームで署名してください 相生 太郎		(携帯)	
	自宅住所	〒111-1111 東京都渋谷区恵比寿1-28-1			
	所属 (部・課(室)名)	〇〇局〇〇部〇〇課	〔生協記入欄〕 組合員番号	〔生協記入欄〕 所属コード	

- 被保険者(補償の対象となる方)についてご記入ください。お申込みのコースの型番号に○をし、保険料もご記入ください。
- 告知事項(※を付した項目)は必ずご回答ください。⑥の場合は「有」に○印のうえ、必ず右欄に他の保険契約等の合計保険金額(日額)をご記入ください。
(ご記入のない場合、「無」と回答することとなります。)
- ※印の項目は、ご加入に際して当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
- 「重要事項のご説明」の受領、「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。
- (*) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社宛: 別紙の健康状態告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金のお支払いを受けられないことがあることに同意します。また、個人情報の取扱いに同意します。

被保険者名(補償の対象となる方)	性別	生年月日	年令	ご加入の型(型番号に○をしてください。)			
アイオイ タロウ	男	47年9月10日	満51才	プラン	本人型	夫婦型	家族型
相生 太郎	男	47年9月10日	満51才	普通傷害	B1	B2	B3
				家族傷害	G1	G2	G3
				交通事故	D1	D2	D3
				傷害	E1	E2	E3
◆団体との関係				1	月払保険料		

特約被保険者名(カタカナ)				※生年月日	※年令	※続柄	※質問	確認方法	告知日
アイオイ ジロウ				T (S) R17年 6月 5日	満 81才	母	はい	① FAX・郵送 ② 対面 ③ メール等	令和 5 年 9 月 1 日
ヤマダ イチロウ				T (S) R14年 5月 1日	満 84才	母	はい	① FAX・郵送 ② 対面 ③ メール等	告知者ご署名
				T・S・R 年 月 日	満 才	父 母	はい	① FAX・郵送 ② 対面 ③ メール等	相生 太郎
				T・S・R 年 月 日	満 才	父 母	はい	① FAX・郵送 ② 対面 ③ メール等	

(注) 被保険者が同一であり、タテ・ケガの家族、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガおよび損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等をご記入ください(団体契約、生命保険契約、火災契約を含みます)。

◆ 団体との関係 下記該当の数字 (いずれか1つ) をご記入ください。

団体の 1: 構成員(組合員) 本人
上記「1」の 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族

①	該当する加入区分に○をしてください。
②	加入申込票を記入した日をご記入ください。
③	氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、申込人ご自身でご署名(フルネーム)ください。 所属先、住所、電話番号をご記入ください。
④	被保険者とは補償の対象となる方となります。 被保険者の方の氏名、生年月日、年令、性別、団体との関係をご記入、加入タイプ名に○をしてください。 (注) 親介護一時金支払特約をセットする場合は、傷害死亡・後遺障害の加入タイプ「S」に○のうえ、親介護一時金のご希望のタイプ名に○をしてください。 ※年令については保険始期日時点(令和5年10月1日)の満年令をご記入ください。
⑤	被保険者本人および本人の配偶者の親(同居・別居は問いません)最大4名まで指定可能です。 被保険者本人または本人の配偶者の親の生年月日、年令、性別、続柄をご記入ください。 ※年令については保険始期日時点(令和5年10月1日)の満年令をご記入ください。
⑥	他の保険契約等にご加入の場合は告知ください。

！ ご注意

<代理告知について>

- 「特約被保険者(親)」の健康状態を確認していただき、その内容を「特約被保険者(親)」に代わってご回答ください。
- 「告知者ご署名」欄には、「特約被保険者(親)」ではなく、被保険者(本人(従業員)または本人の配偶者で、加入申込票の「被保険者ご本人」欄に記名された方をいいます)がフルネームでご署名・告知日をご記入ください。
- いずれの回答にも「いいえ」とお答えの場合のみ、ご加入いただけます。加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いすることができます)。

回答にあたっては、必ず「特約被保険者(親)」となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をご確認いただきますようお願いいたします。

加入申込票④

団体レジャー保険～ゴルファー・スキー・テニス・フィッシング～ 加入申込票 記入例

団体レジャー保険～ゴルファー・スキー・テニス・フィッシング～ 加入申込票

記入方法につきましては、別冊「特に重要なお知らせ」のP8をご覧ください。
 ※この保険は農林水産省職員生活協同組合を保険契約者とし、農林水産省職員生活協同組合の組合員を加入者とするゴルフ・賠償責任保険特約・スキー・スケート賠償責任保険特約・テニス賠償責任保険特約・傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険の団体契約です。
 ※加入者は農林水産省職員生活協同組合の組合員ご本人としてください。 ※ご加入にあたっては補償内容等パンフレットにてご確認ください。
 ※「重要事項のご説明」の受領、「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報等のご同意に同意いただいたうえで署名してください。
 ※ご家族がご加入されるなど、被保険者が2人以上の場合はこの加入申込票をコピーしてください。

★前年同内容にて継続加入の方は自動継続となりますので【加入区分】○印⇒ **新規** **変更** **脱退**
 加入申込日 令和 5 年 9 月 1 日 (注)職業名・職種名欄はフィッシングプランご加入の場合必ずご記入ください。

3 申込人(加入者)	所属 (部・課(室)名)	〇〇局〇〇部〇〇課		【生協記入欄】 組合員番号							
	氏名	フリガナ アイオイ タロウ フルネームで書き添えてください 相生 太郎	【生協記入欄】 所属コード		電話番号 01(2345) 6789						
	住所	フリガナ トウキョウトシフヤクエビス1-28-1 〒111-1111 東京都渋谷区恵比寿1-28-1									
4 被保険者名 (補償の対象となる方)	フリガナ アイオイ タロウ	年令	51才	生年月日	昭和47年 9月10日	性別	男	◆団体との関係	1	※職業名・職種名	ジムシヨク
被保険者住所 ※申込人と異なる場合のみご記入ください。	フリガナ 〒										

【加入コース】ご希望のコースに○印をし、保険料をご記入ください。

保険種類	ご加入コース (保険料)	保険料(一時払)
ゴルフ保険	① 3,720 円	円
スキー保険	② 3,530 円 ③ 8,180 円	円
テニス保険	④ 1,750 円	円
フィッシングプラン	⑤ 7,000 円 ⑥ 3,140 円	円

【告知事項】 場合「無」に○印ください。(ご記入のない場合「無」に回答したことになります。)

告知事項	有	無	合計保険料	円
ゴルフ保険 ※他の保険契約等 Q. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注1)	有	無	合計	円
スキー保険 ※他の保険契約等 Q. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注1) ※競技または指導職業(注2)	有	無	合計	円
テニス保険 ※他の保険契約等 Q. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注1)	有	無	合計	円
フィッシング ※他の保険契約等 Q. 同種の危険を補償する他の保険契約等がありますか。(注1)	有	無	合計	円

◆上記、各コース(ゴルフ保険、スキー保険、テニス保険、フィッシングプラン)についての保険金請求書をご送付ください
 ◇保険金請求書(注池の保険会社等)における保険金請求を含みます。
 Q. 過去3年以内にケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。 **有** **無** ⇒ 会社名 回数 合計金額 円

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。ただし、「職業名・職種名」はフィッシングプランにご加入の方のみ告知事項となります。
 (注1)同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガまたは損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等)をご記入ください。(団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。)
 (注2)スキー保険で被保険者が競技または指導を職務としている場合は、はいに○印をしてください。

◆団体との関係 下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。
 団体の 1: 構成員(組合員) 本人 左記「1」の 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族

- 該当する加入区分に○をしてください。
- 加入申込票を記入した日をご記入ください。
- 氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、申込人ご自身でご署名(フルネーム)ください。
所属先、所属コード、住所、電話番号をご記入ください。
- 被保険者とは補償の対象となる方となります。
被保険者の方の氏名、生年月日、年令、性別、団体との関係をご記入ください。
※年令については保険始期日時点(令和5年10月1日)の満年令をご記入ください。
※フィッシングプランにご加入の方は必ず職業名・職種名欄にご記入ください。
- 加入コースに○をしてください。
- 他の保険契約等にご加入の場合は告知ください。

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またははのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が発生した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率(100%) ※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(※) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(※)を限度とします。 (※)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等て医学的他覚所見のないものによる就業障害※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※3 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※4 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※5 など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(※)中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そ

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		う)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99 (※)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 1CD-10(2003年度版)準拠」によります。 ※4 「妊娠に伴う身体障害補償特約」(※)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (※)女性の被保険者にのみセット可能です。 ※5 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入人数}}{\text{1口あたり保険金額}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（7日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（MS&AD型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
③「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※3

- ※1 保険証券記載の被保険者をいいます。
※2 ご本人の配偶者※4をいいます。
※3 ご本人またはその配偶者※4の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。
※4 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※5 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償（MS&AD型）特約の補償内容は次のとおりです。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心臓喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑪以外の放射線照射または放射能汚染 など
		傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%〜100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。		
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリドマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療（※1）に該当する診療行為（※2） （※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。	(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（※2）をしている間」を除きます）イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うことを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③ 被保険者が山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （※1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合 ① 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故ア. 交通乗用具を用いて競技等（※）をしている間（ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（※）をしている間」を除きます）イ. 交通乗用具を用いて競技等（※）を行うことを目的とする場所において、競技等（※）に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※）に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます）ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有している陸上の乗用具を用いて競技等（※）をしている間または競技等（※）に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			②船舶に搭乗することを職務とする被保険者(養成所の職員・生徒である場合を含みます)が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など (※) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合			
○手術 ▼ 10月1日	×手術 ▼ 10月10日	○手術 ▼ 10月25日	・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

疾病に関する補償

■疾病補償特約の補償内容

- 被保険者が疾病（病気といえます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。

- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3) わらうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金のお支払いの有無にかかわらず入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いし	

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術または歯・歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査（生検、腹腔鏡(※)鏡検査等）のための手術 ・吸引および穿刺などの処置 ・神経ブロック ・針打術 ・屈折異常に対する手術 ②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (※2) 治療を直接の目的として、メスの器具を用いて患部または必要部位に切開、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	ます。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上わたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(※)。 (※) 体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じょう期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時に降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類目(※)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。 (※) 分類目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)」準拠。によります。
放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為 ②先進医療(※)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、同一の診療行為について、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。	
疾病通院保険金	疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき ※通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回の通院したものとしなます。	疾病通院保険金日額 × 通院日数 ※1回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他の病気に関する特約の補償内容

- 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
女性形成治療保険金補償特約	女性形成治療保険金	ケガまたは病気の治療のため、次のいずれかの手術を受けた場合 ①植皮術またははん痕形成術 ②外反母趾など足ゆびの後天性変形(※)に対する変形形成術 ③乳房切除術 (※) 後天性変形が、次のいずれかに該当する場合は、新たに被った別の身体障害として取り扱います。 ・被保険者が変形形成術を受けた後、	女性形成治療保険金額 × 手術の種類に応じた割合(50%、100%) ※同時に2種類以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い割合を乗じます。	(1) 疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)～(5)に該当する事由によって受けた手術に対しては保険金をお支払いできません。ただし、「特定精神障害補償特約」は適用されません。 (2) 上記(1)のほか、次のいずれかの場合にも保険金をお支払いできません。 ①保険期間の開始時(継続契約の場

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		同一の足ゆびについて後天性変形と診断された場合 ・被保険者が後天性変形と診断された後、異なる足ゆびについて初めて後天性変形と診断された場合 ※ 手術には、美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断、検査のための手術などは含まれません。		合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被ったはん痕の原因となったケガまたは病気※ ②保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った後天性変形※ ③保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に被った乳房切除の原因となったケガまたは病気※。ただし、乳房切除の原因が悪性新生物である場合には、保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）よりその日を含めて90日を経過する日以前に被った病気。など ※ 継続契約においては、病気を発病した時が、その病気による手術を受けた日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。

その他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、<u>特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。</u>
--

■その他の費用等に関する特約の補償内容　＜ご自身に対する補償に関するもの＞

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
携行品損害補償特約		○	○※4	○※4
※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。 ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。 ※4 ケガに関する補償で被保険者となる場合に限り、被保険者となります。 ※5 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。				

（注）「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携 行 品 損 害 補 償 特 約	携 行 品 損 害 保 険 金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合	損害の額（※1） － 免責金額（※2） （3,000円） （※1）損害の額とは、次の額をいいます。 ①下記②、③以外の携行品 ア、携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額（※3）をいいます。 イ、携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額（※4）とし、再調達価額（※3）を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董（とう）、彫刻物その他美術品 ア、携行品の損傷を修理できない場合は、	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
※「新備保険特約（携行品損害補償特約）」が自動セットされます。		<補償対象外となる主な携行品> ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、		

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、铸型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など	携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。 イ、携行品の損傷を修理できる場合は、次の額（※4）とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。 修理費 － 修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 － ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用（※4） （※2）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 （※3）再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 （※4）損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

■その他の費用等に関する特約の補償内容　＜相手に対する補償に関するもの＞

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
--

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
特約				
日常生活賠償特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重視	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(※)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (※)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすりフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 − 免責金額(※) (0円)	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			た残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

■要介護状態に関する特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者(※1)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(※3)の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者(※2)である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上(※3)の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(※4)に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

(※1) 第1号被保険者とは、介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。
(※2) 第2号被保険者とは、介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。
(※3) 要介護状態区分が「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合、要介護状態区分「2」以上となります。
(※4) 特定疾病とは、介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、2023年1月現在では、次の病気をいいます。
がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊髄管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

(注) 保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
親介護一時金支払特約	親介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券記載のフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ① 被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ② 被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上(※)）の効力が生じた日 (※) 要介護状態区分「3」以上は、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	※ 親介護一時金額の全額 ※ この特約に基づく保険金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ むちうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの※3 ⑧ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ⑨ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				転している間 (3)被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券記載のプランチャイブ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈団体ゴルフ保険〉

※「団体ゴルフ保険」は、ゴルフ保険賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、ゴルフ保険賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
	ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
	親族 配偶者	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ゴルフ保険傷害補償特約	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2 ※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ用品補償特約	ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類およびそれらを受容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	ゴルフ用品に損害が発生した地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。

■団体ゴルフ保険の補償内容

補償内容	補償の特約がある特約をセットされる場合のご注意
補償が重複する場合、補償内容が重複する場合は、補償が重複することになります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。また、補償が重複することになります。補償内容の差異や保険金額を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。	※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 団体ゴルフ保険の補償内容は下表のとおりです。
- 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、ゴルフ保険賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ保険賠償責任保険特約	法律上の損害賠償責任	日本国内外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 免責金額（※）（0円）	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負
補償重複		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額		

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			(※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、ゴルフ保険賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がゴルフ保険賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ②被保険者の使用人（被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者にに対して負担する損害賠償責任※2 ⑤被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
ゴルフ保険傷害補償特約	ご自身の傷害（ケガ）	被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次のいずれかに該当する場合 ①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1 ③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2を超えて継続した場合 ④傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ⑤傷害通院保険金	①傷害死亡保険金 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4％～100％） ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ②傷害後遺障害保険金 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4％～100％） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ③傷害入院保険金 傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ④傷害手術保険金 1回の手術について次の額をお支払いします。 a. 入院中に受けた手術	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者の脳疾患、病気または心身喪失 ④被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥被保険者に対する刑の執行 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 ※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 10 b. 上記 a. 以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記 a. と b. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記 a. の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 - 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。 ⑤傷害通院保険金 傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
ゴルフ用品補償特約	用品の損害	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合 ①ゴルフ用品の盗難。ただし、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限りします。 ②ゴルフクラブの破損または曲損	①ゴルフ用品を修理できない場合損害の額 ②ゴルフ用品を修理できる場合修理費 ※ 保険期間を通じ、ゴルフ用品保険金額を限度とします。 ※ 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は修理費に含みません。 ※ 損害の額または修理費は、その損害の発生したゴルフ用品の保険価額を限度とします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と同居する親族の故意 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性の作用またはこれらによる特性による事故 ⑥ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはゴルフ用品を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害を除きます。 ⑦ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑧ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害を除きます。 ⑨ゴルフ用品の置き忘れ・紛失 (2) 次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				①時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害 ②ゴルフボールのみの盗難による損害 ③ゴルフクラブ以外の用品の破損または曲損による損害 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルパトロス費用	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用（実費）をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃（※）したものに限りです。 ①同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など	ホールインワン・アルパトロス費用の額 ＜ホールインワン・アルパトロス費用＞ ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード（ホールインワンまたはアルパトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます） ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額の10%を限度とします。 ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルパトロスを記念して作成するモニュメント等の費用 ※ 1回のホールインワンまたはアルパトロスにつき、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、支払限度額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）支払限度額は、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。 この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国外で達成したホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など

〔手術保険金お支払例〕

超盲脊骨折治療法を3回受けた場合

○手術	×手術	○手術
▼	▼	▼
10月1日	10月10日	10月25日

- 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜団体スキー・スケート保険＞

※「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、スキー・スケート賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スキー	スキーの板※を用いて雪（人工雪を含みます）上で行うスポーツをいいます。ただし、モノスキー、スノーボード、そり（類似するものを含みます）、ポップスレーおよびリュージュを除きます。 ※スキーの板とは、雪の上を歩き、滑って進むための板状のスポーツ用具であって、材質を問いません。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
スキー・スケート傷害補償特約	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理　・皮膚切開術　・デブリードマン　・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術　・抜歯手術　・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2 ※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りしますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	スキー用品	スキーの板（ビンディング等付属品を含みます）、ストック、スキー用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスキー用品一式をいいます。
スキー・スケート用品補償特約	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	スキー用品に損害が発生した地および時におけるスキー用品の価額をいいます。

■団体スキー・スケート保険の補償内容

補償重視	マークがある特約をセットされる場合のご注意
補償重視	マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 団体スキー・スケート保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、スキー・スケート賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
スキー・スケート賠償責任保険特約	法律上の損害賠償責任	【スキー】 日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額（※）（0円）	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ②被保険者の使用人（被保険者がスキーの補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
補償重視				※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
スキー・スケート傷害補償特約	ご自身の傷害（ケガ）	【スキー】 日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1 ③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2を超えて継続した場合 ④傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ⑤傷害通院保険金 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 ※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	のとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。 ①傷害死亡保険金 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ②傷害後遺障害保険金 $\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ③傷害入院保険金 $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ④傷害手術保険金 1回の手術について次の額をお支払いします。 a. 入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{10}$ b. 上記a. 以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{5}$ ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記a. とb. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記a. の手術を1回受けたものとし、b. の手術を2日以上にわたって受けた場合は手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 - 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。 ⑤傷害通院保険金 $\text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事象または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫被保険者が山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）等）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを含みません）、リュージュ、ボブスレー、スkeleton、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間事故 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻喉科等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	
スキー・スケート用品補償特約	用品の損害	【スキー】 日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に、次のいずれかの事由によって損害が発生した場合 ①スキー用品の盗難。ただし、ストックの盗難は、スキーの板と同時に発生した場合に限りです。 ②スキー板の破損	①スキー用品を修理できない場合 損害の額 ②スキー用品を修理できる場合 修理費 ※ 保険期間を通じ、スキー・スケート用品保険金額を限度とします。 ※ 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は損害の額に含みません。 ※ 損害の額が、その損害の発生したスキー用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額は、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と同居する親族の故意 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥スキー用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはわずましい、虫食い等 ⑦スキー用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはスキー用品を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害を除きます。 ⑧スキー用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、スキー用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、スキー用品の盗難被害に伴って発生した場合は保険金をお支払いします。 ⑨スキー用品の置き忘れ・紛失 (2) 次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害 ②スキーのストックのみの盗難による損害 ③スキーの板以外のスキー用品の破損による損害 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合

手術	手術	手術
○手術	✕手術	○手術
10月1日	10月10日	10月25日

- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■任意でセットできる主な特約

任意でセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約名	特約の概要
雪上滑走スポーツ補償特約	スキーのほか、スノーボード等雪上滑走スポーツ※による事故を補償する特約です。 ※雪上滑走スポーツとは、スキー、モスキー、スノーボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます）上を動力をいわずに滑走することを主な目的としたスポーツをいいます。ただし、そり、ボブスレー、リュージュは含みません。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜団体テニス保険＞

※「団体テニス保険」は、テニス賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、テニス賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	テニス施設	専らテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。
	テニスの練習中、競技中または指導中	テニスの練習中、競技中または指導中に伴うテニス施設内の更衣、休憩を含みます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
テニス傷害補償特約	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理　・皮膚切開術　・デブリードマン　・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術　・抜歯手術　・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2
		※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。
		※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	テニス用品	テニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のテニス用品一式をいいます。 （注）時計、宝飾品、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
テニス用品補償特約	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	テニス用品に損害が発生した地および時におけるテニス用品の価額をいいます。

■団体テニス保険の補償内容

補償重複	補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意
補償重複	マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。
補償重複	補償内容の差異や保険金額を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
補償重複	※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 団体テニス保険の補償内容は下表のとおりです。
- 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、テニス賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とし、ます。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
テニス賠償責任保険特約	法律上の損害賠償責任	日本国内のテニス施設内において、被保険者が行うテニスの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額（*）（0円） （*）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担とな	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
テニス傷害補償特約	ご自身の傷害（ケガ）	被保険者が日本国内のテニス施設内において、テニスの練習中、競技中または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次のいずれかに該当する場合 ①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1 ③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2を超えて継続した場合 ④傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて	る金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、テニス賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、訴訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がテニス賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 （*1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （*2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ②被保険者の使用人（被保険者が家事使用人として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
③被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
④被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑤保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- 次のいずれかの場合についても保

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ⑤傷害通院保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 ※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	金の支払限度日数が限度となります。 ④傷害手術保険金 1回の手術について次の額をお支払いします。 a. 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 b. 上記a. 以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 - 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記a. とb. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記a. の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 - 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。 ⑤傷害通院保険金 傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	險金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (注) この保険ではいわゆる「テニス・エルボー（肘）」はお支払いの対象になりません。
テニ ス 用 品 補 償 特 約	用品の損害	日本国内のテニス施設内において、次のいずれかによって損害が発生した場合 ①テニス用品の盗難。ただし、テニスボールの盗難は、他のテニス用品と同時に発生した場合に限りです。 ②テニスラケットの折損または曲損。ただし、ガットのみに発生した場合は含みません。	①テニス用品を修理できない場合 損害の額 ②テニス用品を修理できる場合 修理費 ※ 保険期間を通じ、テニス用品保険金額を限度とします。 ※ 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は損害の額に含みません。 ※ 損害の額が、その損害の発生したテニス用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えたときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1）	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と同居する親族の故意 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 ⑥テニス用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはテニス用品を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害を除きます。 ⑦テニス用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑧テニス用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であつて、テニス用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、テニス用品の盗難によって発生した損害は除きます。 ⑨テニス用品の置き忘れ・紛失 (2) 次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害 ②他のテニス用品の盗難を伴わないテニスボールのみの盗難による損害 ③ガットのみに発生した損害 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合			
○手術	×手術	○手術	
▼	▼	▼	
10月1日	10月10日	10月25日	10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）+費用＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

■傷害補償（標準型）特約の補償内容

- 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- 傷害補償（標準型）特約の補償内容は次のとおりです。
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療（※1）に該当する診療行為（※2） （※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われる	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日以降の手術が対象となります。	※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（※2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うことを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	ものに限りまして、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切離、摘出等の処置を施すものに限りません（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。		制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ②被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （※1）乗用具とは、自動車またはモーターボート等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

その他の費用の補償

補償重箱マークがある特約をセットされる場合のご注意
補償重箱マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の〇印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族
携行品損害補償特約		○	—	—
救護者費用等補償特約		保険契約者、救護対象者※2および救護対象者※2の配偶者※3・親族※4		

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
※2 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。
※3 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※4 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
（注）「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行してい	損害の額（※1） - 免責金額（※2）（3,000円） （※1）損害の額とは、次の額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
補償重複 ※「新価保険特約(携行品損害補償特約)」が自動セットされます。		る被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合 ＜補償対象外となる主な携行品＞ ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券、通貨および小切手については補償対象となります。 ②預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ③稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。 ④船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ⑤自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ⑥義歯、義肢その他これらに類する物 ⑦動物および植物 ⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑨眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など	①下記②、③以外の携行品 ア、携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額（※3）をいいます。 イ、携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額（※4）とし、再調達価額（※3）を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他美術品 ア、携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）をいいます。 イ、携行品の損傷を修理できる場合は、次の額（※4）とし、保険の価額（その携行品と同等と認められる物の市場流通価額）を限度とします。 修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額 － 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用（※4） (※2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (※3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用を含みます。 ※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免	①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族 ※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはおぼずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
救 援 者 費 用 等 補 償 特 約 補償重複	救 援 者 費 用 等 保 険 金	救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	責金額を差し引いた残額とします。 救援者費用等の額 ＜救援者費用等＞ 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者2名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者2名分・1名につき14日分限度） ④救援対象者の移送・移転費用 ⑤諸雑費（日本国内3万円限度、国外20万円限度） ※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用を含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※）を限度とします。 (※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④救援対象者の脳疾患、病気または心身喪失 ⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦救援対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫救援対象者が山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

■その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意	
補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。	
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。	
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。	
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。	

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に關する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者		
	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約	○	○	○

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
- ※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
- ※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 （*）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額
補償重複		① 被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 日常生活に起因する偶然な事故 (*) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	※ 1 回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ① 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※1）の合計額が、損害の額（※2）を超えたときは、下記の額を保険金としてお支払いします。	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（※1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（※2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（※1）を限度とします。 （※1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （※2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)

2023 年 10 月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）（注）、保険証券および協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している特約または協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

- （1）商品の仕組み
団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。
※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。
- （2）被保険者の範囲
基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満 15 才から満 59 才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

- （1）保険金をお支払する場合
主なるものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について、被保険者 1 名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が 1 か月に満たない場合または 1 か月未満の日数がある場合、その日数については 1 か月を 30 日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

- （2）保険金をお支払いできない主な場合
主なるものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	①保険期間開始時（注 1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注 2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注 3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症状のない感染 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等（加入者証等に記載されます）による就業障害は保険金をお支払いできません。

（注 1）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

（注 2）この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時

（注 1）よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

（注 3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

- （3）セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。
- （4）保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （5）支払基礎所得額および保険金額の設定
支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

・支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%
--------	--

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- （1）保険料の決定の仕組み
保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- （2）保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)

2023 年 10 月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）（注）、保険証券または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （1）申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- （2）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知（注 1）（注 2）（注 3） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注 4）の有無
------	---

（注 1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注 2）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

（注 3）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（※）から 1 年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（※）から 1 年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（※）から 1 年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（※）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

（注 4）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等を含み、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われなない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4.現在ののご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- (1) 現在ののご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。
そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
（注）保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5.通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
- ②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6.補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
(2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7.保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8.解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。
(1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
(2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9.被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。
※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11.個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスののご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意くださいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
(3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
①被保険者が死亡した場合
②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
(2) 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
(3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

■税法上の取扱い（2023年6月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
(2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
(3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）
①他の保険契約等から保険金または共済金支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。
②他の保険契約等から保険金または共済金支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。
（注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（4）に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書	・戸籍謄本
		・委任状	・未成年者用念書 など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険事故の発生を示す書類	
		書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類	
		書類の例	・引受保険会社の定める診断書
		・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③	その他の書類	
		書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書） など

- (注3) 保険期間（注2）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入している場合でも、保険金支払対象となる場合があります。ただし、保険期間（注2）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。
- (3) セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (4) 保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- ・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。
- (注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
- (5) 保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))	2023年10月
■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。		
■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。		
(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。		
■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。		

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次ににおいて、「1」に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項
【1】 すべてのご契約 同じ被保険者について身体 केガまたは病氣に対して保険金支払われる他の保険契約等（注）の有無 (注) タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険（積立タイプ）等をい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。
【2】「疾病補償特約」「親介護一時金支払特約」をセットした場合 被保険者の生年月日、年齢、健康状態告知。
ご注意 ●健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ●継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。 ●「親介護一時金支払特約」をセットする場合の健康状態告知の回答にあたっては、被保険者本人が必ず特約被保険者の方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのままご記入ください。 ※「親介護一時金支払特約」は、被保険者本人が特約被保険者を代理して回答ください。 ●「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。 ●健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（※）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（※）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（※）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。 (※) 継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が

他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方により定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。
- ③被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たなご契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお引受けできない場合があります。
②次の病氣等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 病氣の補償 | 新たなご契約の保険期間の開始時より前に発病していた病氣 |
| 親介護一時金支払特約 | 新たなご契約の保険期間の開始時より前に発生した病氣等を原因とする要介護状態 |
- ③新たなご契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

6 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

7 補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
②補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2 基本となる補償 等（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご加入の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することができます。

10 解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
・引受保険会社にごこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- ※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。
- ※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。
- ※3 夫婦型または家族型で、本人について解約請求または本人による解約が行われた場合は、保険契約者は以下のいずれかの手続きを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b.によるものとします。
- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること b. この保険契約の解約

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から３か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が【個人情報の取扱いの履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中的ケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

（１）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

（２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

（３）次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注１）
①本人型の場合は、被保険者が死亡（注２）したとき
②夫婦型または家族型の場合は、被保険者が死亡（注２）し、夫婦型または家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がいなくなったとき

（注１）上記①、②以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注２）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせようとするを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■税法上の取扱い（2023年6月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（１）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
（２）上記（１）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※１ 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※２ 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

① 事故が起こった場合

（１）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

（３）賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご費用のうえ、おすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われた場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

・１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合

・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

（４）携行品を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。

（５）被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注１）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注２）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注２）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注１）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注２）支払責任額は、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

② 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

③ 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

④ 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難である等と引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の３親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑤ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

（１）	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（２）	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（５）～（８）に掲げる書類も必要な場合があります。		
（３）	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など		
（４）	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【資格が設定されている場合】・資格者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など		
（５）	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など		
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など		
③	その他の書類 書類の例 ・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など		
（６）	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書または領収書 ・先進医療費用の支出を証する書類 など		
②	その他の書類 書類の例 ・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など		
（７）	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など		
②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書書業施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など		
③	その他の書類		

		書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	・先取特権に関する書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） など
(8) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類				
	① 保険事故の発生を示す書類			
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 ・要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類など （注）公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。		
	② 保険金支払額の算出に必要な書類			
	書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など		
	③ その他の書類			
	書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など		

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>	
この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に合った内容であるか再度ご確認ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関する事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。	
●今回お申込みのご契約についてご確認ください。 - 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」（注）について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。 （注）親介護一時金支払特約をセットする場合は特約被保険者の「氏名」「生年月日」「年令」をご確認ください。 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。 - 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。 ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など） ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど） ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など） ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。 - 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。	
●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。	

お問い合わせ窓口	
保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	株式会社ツツミ保険事務所
【電話番号】	0 4 7 - 4 6 3 - 2 9 1 4 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060(無料) ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。」「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご利用は営業店等からのご対応となります。	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料) ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808 ●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241におかけください。	

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		全力
重要事項のご説明	契約概要のご説明(団体ゴルフ保険)	2019年10月
■ご加入に際しては保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。 ■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。 ■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。 ■「団体ゴルフ保険」は、ゴルフ保険賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。		

この書面における主な用語について説明します。

ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

1 商品の仕組み

- 商品の仕組み
 団体ゴルフ保険（注）は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を基本補償とする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
（注）団体総合生活補償保険にゴルフ保険賠償責任保険特約をセットしています。
- 被保険者の範囲
 基本となる補償の被保険者の範囲は次のとおりです。
 ①被保険者本人
 ②上記①の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注1）
（注1）親族とは、6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。
（注2）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

2 基本となる補償 等

- 保険金をお支払いする場合
 「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- 保険金をお支払いできない主な場合
 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合
●保険契約者、被保険者または法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 など

- セットできる主な特約とその概要
 ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- 保険金額の設定
 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
 また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- 保険期間
 お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- 保険料の決定の仕組み
 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- 保険料の払込方法
 お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体ゴルフ保険)	2019 年 10 月
■ ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意くださいたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。		
■ この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。		
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。		
■ 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。		
■ 「団体ゴルフ保険」は、ゴルフアー賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。		

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- （１）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- （２）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項
この保険契約で保険金支払の対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無
（注） タブ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タブ・ケガの保険（積立タイプ）等を含み、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

- 補償内容が同様の保険契約（この保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※１ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ※２ 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）をセットした場合、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4傷害死亡保険金受取人（ゴルフアー傷害補償特約をセットした場合）

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

加入条件を変更する場合等の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

6補償の開始・終了時期

- （１）補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- （２）補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償**等（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9被保険者からの解約（ゴルフアー傷害補償特約をセットした場合）

ゴルフアー傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にゴルフアー傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ゴルフアー傷害補償特約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①ゴルフアー傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にゴルフアー傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、ゴルフアー傷害補償特約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、ゴルフアー傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※１ 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、ゴルフアー傷害補償特約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※２ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

11個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意くださいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について（ゴルフアー傷害補償特約をセットした場合）

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記の案内には使いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- （１）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②ゴルフアー傷害補償特約をセットし、被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- （２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （３）被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ゴルフアー傷害補償特約の傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、その特約部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

①事故が起こった場合

- （１）事故が起こった場合、遅滞なく（ゴルフアー傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- （２）この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- （３）賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生したゴルフアー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生したゴルフアー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	株式会社ツツミ保険事務所
【電話番号】	047-463-2914 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060 (無料) ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からの対応となります。	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料) ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会さんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。

- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



重要事項のご説明	契約概要のご説明(団体スキー・スケート保険)	2019年10月
■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。 ■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。 （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。 ■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をとお伝えくださいますようお願いいたします。 ■「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。		

1 商品の仕組み

- (1) 商品の仕組み
- 団体スキー・スケート保険（注）は、日本国内において被保険者が行う保険証券記載のスキーにつき発生した次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を基本補償とする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ・スキー：スキーの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までで行程中に発生した偶然な事故
（注）団体総合生活補償保険にスキー・スケート賠償責任保険特約をセットしています。
- (2) 被保険者の範囲
- 基本となる補償の被保険者の範囲は次のとおりです。
- ①被保険者本人
- ②上記①の方が責任無能力者の場合、その方に關する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注1）
- （注1）親族とは、6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。
（注2）配偶者とは、婚姻の相手方であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

2 基本となる補償 等

- (1) 保険金をお支払いする場合
「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合	
●保険契約者、被保険者または法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任	など

- (3) セットできる特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (4) 保険金額の設定
保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (5) 保険期間
お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み
保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。お客さまの保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、この保険には、解約返戻金はありません。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体スキー・スケート保険)	2019 年 10 月
■ ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。		
■ この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。		
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。		
■ 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。		
■ 「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。		

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務（ご加入時にお申いただく事項）

- （１）申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- （２）告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- （注）次において、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項
①被保険者が競技、指導を職業としていること
②この保険契約で保険金支払いの対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無
（注）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等を含み、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3補償のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（この保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※１ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※２ 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4傷害死亡保険金受取人（スキー・スケート傷害補償特約をセットした場合）

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- （１）ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- | |
|---|
| ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。 |
| 通知事項 |
| 被保険者が競技、指導を職業・職務として行うことになった、または行わないことになった場合 |
- （２）加入条件を変更する場合等の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

6補償の開始・終了時期

- （１）補償の開始：始期日の午後４時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- （２）補償の終了：満期日の午後４時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償** 等（２）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、この保険には、解約返れい金はありません。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

9被保険者からの解約（スキー・スケート傷害補償特約をセットした場合）

スキー・スケート傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にスキー・スケート傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、スキー・スケート傷害補償特約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①スキー・スケート傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
- ・引受保険会社にスキー・スケート傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合

- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、スキー・スケート傷害補償特約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、スキー・スケート傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※１ 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、スキー・スケート傷害補償特約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※２ 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

11個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について（スキー・スケート傷害補償特約をセットした場合）

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- （１）次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
- ②スキー・スケート傷害補償特約をセットし、被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- （２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （３）被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）スキー・スケート傷害補償特約の傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、その特約部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■事故が起こった場合

1事故が起こった場合

- （１）事故が起こった場合、遅滞なく（スキー・スケート傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- （２）この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- （３）賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生したスキー・スケート賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けします。また、日本国内において発生したスキー・スケート賠償責任保険特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がスキー・スケート賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

	・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
(4)	スキー・スケート用品補償特約をセットした場合で、スキー用品が盗難事故にあった場合は、遅滞なく警察に届け出て下さい。
(5)	補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
	<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）
	①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
	②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
	（注1） お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。
	（注2） 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
2	保険金の支払請求時に必要となる書類等
	被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「 保険金請求書類 」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「 保険金請求書類 」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
3	保険金のお支払時期
	引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
4	保険金の代理請求
	被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
	●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
	●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など
	【被保険者の代理人となりうる方】
	①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
	②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
	③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族
	（注） 法律上の配偶者に限ります。
	万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。
5	保険金請求権の時効
	保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
6	先取特権
	損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。
	<別表「 保険金請求書類 」>
	(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
	(2) 引受保険会社の定める損害（事故）状況報告書
	事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告する書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか、(4) ①、③、(5) ①、③、(6) ①、③または(7) ①、③に掲げる書類も必要な場合があります。
	(3) 保険金の請求権をもつことの確認書類
	書類 の例
	・印鑑証明、資格証明書 ・委任状 ・戸籍謄本 ・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）
	など
	(4) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類
	① 賠償事故の発生を証明する書類
	書類 の例
	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真
	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類
	書類 の例
	・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・受領している年金額を示す資料 ・労災からの支給額を示す資料
	など
	③ その他の書類
	書類 の例
	・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）
	など
	(5) 傷害（ケガ）に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類
	① 事故の発生を証明する書類
	書類 の例
	・交通事故証明書またはこれに代わる書類 ・医師の診断書 ・死亡診断書 ・後遺障害診断書 ・戸籍謄本
	など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類
	書類 の例
	・医師の診断書 ・死亡診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書
	など
	③ その他の書類
	書類 の例
	・運転資格を証明する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）
	など
	(6) 用品に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類
	① 事故の発生を証明する書類

書類 の例	・公的機関等の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・盗難届出証明書 ・被害品の写真	など
②保険金支払額の算出に必要な書類		
書類 の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書、保証書、仕様書）	など
③その他の書類		
書類 の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など
(7) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
①事故の発生を証明する書類		
書類 の例	・公的機関の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、損害状況の見解書	など
②保険金支払額の算出に必要な書類		
書類 の例	・損害防止費用の明細書 ・支出した費用がある場合はその費用を示す書類（領収書、請求書）	など
③その他の書類		
書類 の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご理解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 今回お申込みの保険についてご確認ください。
- 1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
 - ②保険金額（支払限度額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲
- ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとりの設定であることをご確認ください。
- 4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無を確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口	
保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	株式会社ツツミ保険事務所
【電話番号】	0 4 7 - 4 6 3 - 2 9 1 4 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060(無料)	
●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご利用は営業店等からのご対応となります。	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料) ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター	
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808	
●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]	●おかけ間違いにご注意ください。
●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。	●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
●携帯電話からも利用できます。	(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)
●電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。	

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体テニス保険)

2019 年 10 月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 「団体テニス保険」は、テニス賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

この書面における主な用語について説明します。

テニス施設	専らテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。
テニスの練習中、競技中または指導中	テニスの練習中、競技中または指導中に伴うテニス施設内での更衣、休憩を含みます。

1商品のお組

- 商品のお組み
 - 団体テニス保険（注）は、日本国内のテニス施設内において被保険者が行うテニスの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を基本補償とする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
 - （注）団体総合生活補償保険にテニス賠償責任保険特約をセットしています。
- 被保険者の範囲
 - 基本となる補償の被保険者の範囲は次のとおりです。
 - ①被保険者本人
 - ②上記①の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注1）
 - （注1）親族とは、6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。
 - （注2）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

2基本となる補償 等

- 保険金をお支払いする場合
 - 「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- 保険金をお支払いできない主な場合
 - 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合
●保険契約者、被保険者または法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
など

- セットできる特約とその概要
 - ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- 保険金額の設定
 - 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
 - また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- 保険期間
 - お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3保険料の決定の仕組みと払込方法等

- 保険料の決定の仕組み
 - 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- 保険料の払込方法
 - お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

注意喚起情報のご説明(団体テニス保険)

2019 年 10 月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 「団体テニス保険」は、テニス賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項
この保険契約で保険金支払の対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無 （注）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険（積立タイプ）等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

- 補償内容が同様の保険契約（この保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4傷害死亡保険金受取人（テニス傷害補償特約をセットした場合）

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

加入条件を変更する場合等の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

6補償の開始・終了時期

- （1）補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- （2）補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償 等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

9被保険者からの解約（テニス傷害補償特約をセットした場合）

テニス傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にテニス傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、テニス傷害補償特約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①テニス傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にテニス傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損

ない、テニス傷害補償特約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、テニス傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、テニス傷害補償特約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について（テニス傷害補償特約をセットした場合）

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には使用しません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②テニス傷害補償特約をセットし、被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）テニス傷害補償特約の傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、その特約部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、遅滞なく（テニス傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。

- ＜示談交渉サービス＞
- 日本国内において発生したテニス賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生したテニス賠償責任保険特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- ＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がテニス賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (4) テニス用品補償特約をセットした場合で、テニス用品が盗難事故にあった場合は、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）
- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
- （注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。
- （注2）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

- 被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
 - 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など
- 【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記③の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

6 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＜別表「保険金請求書類」＞

（1）保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
（2）引受保険会社の定める損害（事故）状況報告書	
事故日時・発生場所・事故状況・事故原因等を申告する書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか、（4）①、③、（5）①、③、（6）①、③または（7）①、③に掲げる書類も必要な場合があります。	
（3）保険金の請求権をもつことの確認書類	
書類の例	・印鑑証明、資格証明書・委任状・戸籍謄本 ・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証） など
（4）損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
①賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わるべき書類・修理見積書、請求明細書、領収書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費・諸費用の明細書・購入時の領収書、保証書、仕様書・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料・死亡診断書、死体検案書・葬儀費明細書、領収書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・受領している年金額を示す資料・労災からの支給額を示す資料 など
③その他の書類	
書類の例	・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
（5）傷害（ケガ）に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・交通事故証明書またはこれに代わる書類・医師の診断書 ・死亡診断書・後遺障害診断書・戸籍謄本 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・医師の診断書・死亡診断書・後遺障害診断書 ・領収書 など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
（6）用品に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関等の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・盗難届出証明書・被害品の写真 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書、保証書、仕様書） など
③その他の書類	

	書類 の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）	など
（7）その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類			
①事故の発生を証明する書類			
書類 の例	・公的機関の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、損害状況の見解書		
			など
②保険金支払額の算出に必要な書類			
書類 の例	・損害防止費用の明細書 ・支出した費用がある場合はその費用を示す書類（領収書、請求書）		
			など
③その他の書類			
書類 の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）		
			など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みの保険についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

②保険金額（支払限度額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	株式会社ツツミ保険事務所
【電話番号】	0 4 7 - 4 6 3 - 2 9 1 4 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060（無料） ●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。【加入者証】等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からの対応となります。	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料） ●受付時間 24 時間 365 日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

●電話会社の通話料引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

●携帯電話からも利用できます。

●電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

全力^{ダマシ}サポート

契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

2023 年 10 月

重要事項のご説明

■ご加入に際しては保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

（1）商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害（以下「ケガ」といいます）を被った場合などを補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。	傷害補償(標準型)特約

（2）被保険者の範囲

①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。また、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

【○：補償の対象／×：補償対象外】

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者（注1）	同居の親族（注2）・別居の未婚（注3）の子
本人型	○	×	×

（注1）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

（注2）親族とは、6 親等内の血族および3 親等内の姻族をいいます。

（注3）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

③次の特約の被保険者は上記②で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。

【○：補償の対象／×：補償対象外】

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
日常生活賠償特約	○（注）	○（注）	○（注）

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としします。

④上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償 等

（1）保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（2）保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等（注1）の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの（注2） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ など

（注1）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（3）セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（4）保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

・保険金額・日額は、被保険者の年令・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。

（注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

（5）保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込

- 票等をご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 4.満期返れい金・契約者配当金**
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 5.解約と解約返れい金**
ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)	2023 年 10 月
■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。 ■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。 (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。 ■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。		

- 1.告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)**
- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次ににおいて、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	
① 被保険者の職業・職務(注1)	
② 同じ被保険者について身体ケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無	
(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。	
●傷害補償(標準型)特約の職種級別表	
級別	職業例
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 等
B	●農林業作業者 ●採鉱・採石作業者 ●木・竹・草・つる製品製造作業者 ●漁業作業者 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業者
(注2) タブ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タブ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。	

- 2.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)**
この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。
- 3.複数のご契約があるお客さまへ**
補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約から保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

- 4.傷害死亡保険金受取人**
- (1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。

- 5.現在のご契約の同意・減額を前提とした新たなご契約**
現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- 6.通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)**
- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- | |
|---------------------|
| 通知事項 |
| 被保険者本人の職業・職務を変更した場合 |
- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。
- | |
|--|
| プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業 |
|--|
- (3) 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- | |
|---------------------|
| 特約の追加など、契約条件を変更する場合 |
|---------------------|

- 7.補償の開始・終了時期**
- (1) 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- (2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

- 8.保険金をお支払いできない主な場合**
「契約概要のご説明」**2.基本となる補償 等**(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。
- 9.解約と解約返れい金**
ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

- 10.被保険者からの解約**
被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。
【被保険者が解約を求めることができる場合】
- | |
|---|
| ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合 |
| ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合 |
| ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合 |
| ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合 |
| ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合 |
| ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合 |
| ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合 |
| ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合 |

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

- 11.保険会社破綻時の取扱い**
損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- 12.個人情報の取扱いについて**
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
- | 【個人情報の取扱いについて】 |
|--|
| 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。 |

- ＜その他ご注意いただきたいこと＞**
- ご契約内容および事故報告内容の確認について**
損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には利用しません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。
※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。
- 無効・取消し・失効について**
- (1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(注1)
- ・被保険者が死亡(注2)したとき
- (注1) 上記以外にも保険金をお支払いした場合等にも失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注2) 傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。
- 重大事由による解除**
次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- | |
|---|
| ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。 |
| ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。 |
| ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。 |
| ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 |
| ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。 |

■請求権等の代位について	
所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。	
（１）引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額	
（２）上記（１）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額	
（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。	
※１ 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。	
※２ 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。	
■ 事故が起こった場合	
① 事故が起こった場合	
（１）事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。	
（２）他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。	
（３）賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。	
<示談交渉サービス>	
日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。	
<示談交渉を行うことができない主な場合>	
・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合	
・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合	
・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合	
・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	
（４）携行品を補償する特約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。	
（５）被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。	
<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注１）	
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注２）をお支払いします。	
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注２）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。	
（注１）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。	
（注２）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	
② 保険金の支払請求時に必要となる書類等	
被保険者または保険金を受け取るべき方は、 <別表「保険金請求書類」> のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて <別表「保険金請求書類」> 以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。	
③ 保険金のお支払時期	
引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。	
④ 保険金の代理請求	
被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合には、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができ制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。	
●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合	
●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など	
【被保険者の代理人となりうる方】	
①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）	
②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族	
③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族	
（注）法律上の配偶者に限ります。	
万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。	
⑤ 保険金請求権の時効	
保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。	
<別表「保険金請求書類」>	
（１） 保険金請求書（個人情報取扱に関する同意を含みます）	
（２） 引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書	
※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。	
（３） 被保険者であることを確認する書類	
書類の例	・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）
など	
（４） 保険金の請求権をもつことの確認書類	
書類の例	・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【賃権が設定されている場合】・ 賃権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書
など	
（５） ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・ 死亡診断書または死体検案書
など	
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料
など	
③ その他の書類	
書類の例	・ 運転資格を証する書類（免許証など）

		・ 調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）		など	
(6)	損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類				
	① 保険事故の発生を示す書類	書類の例	・ 公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料		など
			・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真		など
	② 保険金支払額の算出に必要な書類	書類の例	・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類 ・ 休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書 ・ 図面（配置図、建物図面） ・ 引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 労災からの支給額の確認資料		など
			③ その他の書類		
書類の例	・ 権利移転書 ・ 先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・ 調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）			など	
(7)	その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類				
	① 保険事故の発生を示す書類	書類の例	・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・ ホールインワン・アルバトロス証明書 ・ 扶養者などの戸籍謄本 ・ 損害物の写真		など
			② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・ 被害品の価格を証明する書類 ・ 修理見積書 ・ 領収書			など
	③ その他の書類	書類の例	・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・ 調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）		など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご理解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。
 1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 3. 下記項目について、お客さまのご意向とおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
 4. 補償が重複する可能性のある特約をセレクトした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセレクト可否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問合わせ窓口	
保険商品・契約内容に関するお問合わせ	
【取扱代理店】	株式会社 ツツミ 保険事務所
【電話番号】	0 4 7 - 4 6 3 - 2 9 1 4 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060(無料)	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。
●受付時間 平日 9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。	あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024(無料) ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8892(有料)におかけください。

指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター	
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808	
●受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241におかけください。	
●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社